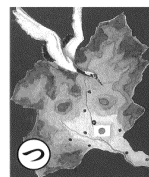




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月30日(火) 号外(第10号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 2
- 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 2

人事委員会細則

- 職員の任用に関する規則実施細則の一部を改正する細則 2
- 群馬県職員の勤務延長に関する規則実施細則の一部を改正する細則 2

■ 人事委員会規則

群馬県一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第九号

群馬県一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県一般職の任期付職員採用等に関する規則(平成十四年群馬県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「**五**」を削る。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十号

群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十三年群馬県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「**五**」を削る。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

■ 人事委員会細則

職員の任用に関する規則実施細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会細則第一号

職員の任用に関する規則実施細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する規則実施細則(昭和三十六年群馬県人事委員会細則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「(中令齋味)」

「**五**」を「(中令齋味)」に

改める。

様式第四号から様式第六号まで、様式第八号及び様式第九号中「**五**」を削る。

様式第十号中「**五**」を「**六**」に、「**六**」を「**七**」に、「**七**」を「**八**」に改める。

様式第十一号中「**五**」を削る。

附 則

この細則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県職員の勤務延長に関する規則実施細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和三年三月三十日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会細則第二号

群馬県職員の勤務延長に関する規則実施細則の一部を改正する細則

群馬県職員の勤務延長に関する規則実施細則(昭和六十年群馬県人事委員会細則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「(中令齋味)」を「(中令齋味)」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「**五**」を削る。

様式第六号中「(中令齋味)」を「(中令齋味)」に改める。

附 則

この細則は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
